



保健福祉課健康増進係からのお知らせ

問 保健福祉課 健康増進係 ☎ 476-1111 (131)

◆4月から新たに小学生の医療費助成がはじまりました。

4月から子ども医療費助成制度がはじまり、助成対象者が**小学校卒業（12歳）まで拡大**されました。


	現 行	改正後（平成24年4月から）
名称	乳幼児医療費助成制度	子ども医療費助成制度
助成対象	小学校就学前まで (6歳に達した日以降最初の3月31日まで)	小学校卒業まで (12歳に達した日以降最初の3月31日まで)

◎医療機関（薬剤を含む）の自己負担額（保険内診療）を全額助成します。
登録の仕方（※小学校2年生～6年生の児童をお持ちの保護者の皆さんは登録が必要です。）

『子ども医療費助成金受給資格者登録申請書』を提出してください。
《必要なもの》印鑑(シャチハタ不可)・保険証(保護者及び対象子ども分)・
保護者の通帳



◆平成24年度から予防接種（ポリオ除く）はすべて個別接種になります。

接 種	種 類	実施方法
個別接種	B C G・麻しん風しん(MR) 三種混合(二種混合) ※日本脳炎(1期初回・追加・2期)	子どもの体調や都合のよいときに、曾於地区内・鹿屋市内の小児科で各自接種をしてください。 事前に必ず予約をしましょう。
	※日本脳炎の特例対象者 平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方は、特例対象者となりますので、日本脳炎の予防接種が受けられます。詳しいことは、お問い合わせください。	
集団接種	ポリオ	5月と10月(年2回) 町から通知がきます。
任意予防接種	ヒブ(Hib)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・・・生後2か月～5歳未満 子宮頸がん予防ワクチン・・・中学1年生～高校1年生年齢相当の女子 ★助成期間が平成25年3月31日まで延長されました。	

◆温泉保養施設利用券、はり・きゅう受診券を発行しています。

【温泉保養施設利用券】

対象施設	種 類	実施方法
あすばる大崎 篠段温泉寿湯	町内に住所を有する65歳以上の者、又は身体障害者手帳の交付を受ける者で保養を要することが適当と認められる者	1年度当たり 200円×20回分の助成券を発行

【はり・きゅう券】

対象施設	種 類	対象施術	実施方法
町と契約している鍼灸所	年齢に関係なく町内に住所を有している者	肩痛、腰痛等の末しょう神経患者及び運動器疾患	1年度当たり 500円×10回分の助成券を発行

《発行窓口》役場保健福祉課健康増進係もしくは、野方支所

《申請に必要なもの》①本人であることを証するもの(運転免許証または、保険証)

②印鑑(シャチハタ、ゴム印等は不可)



このカブトムシ
大きいね。

大崎の目印は、道の駅
に設置された
カブトムシ

